

平成 27 年 5 月 27 日

各位

会 社 名 ナラサキ産業 株式会社 代表者名 代表取締役社長 中村 克久 (コード番号 8085 東証第2部) 問合せ先 IR・広報部長 河田 清 (TEL 03-6732-7350)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、農協等発注の特定低温空調設備工事に係る独占禁止法違反行為によりまして、国土交通省から本日付にて下記の通り建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

株主様、お取引先様をはじめ関係者の皆さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心から深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制をより一層強化し再発防止の徹底を図るとともに、信頼回復に全社を挙げて努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものまたは民間工事であって 補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成27年6月11日から平成27年7月10日までの30日間

3. 今後の見通し

業績への影響につきましては、適時開示規則に基づく開示基準に該当する場合には、速や かに情報開示を行います。

以上

- 注1 「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいいます。
- 注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和 40 年法律 34 号) 別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除きます) または建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事または民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいいます。
- 注3 「民間工事」とは、上記注2以外の建設工事をいいます。
- 注4 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等および同条第4項に規定する間接補助金等ならびに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいいます。